



くる下一折政因白と取下し号一取と申も下下は
正位 侍名千人のる麻度貴人之位や付く由也

大相國
大内侍

一人一御苑一四海一儀教より國政治道と論一
後陽と白さむる由命あといふより一統し王統の
文とくく人て天子改ぬゆけむる費用の人かゝる
へき定也其人をけといきと聞ひ御一別額の宿
中世世宿の普大なるより始くより折政用白
此兼友也但執柄をばうんすくあ統もを改大臣と
のうむ事なる一主上折元殿の時ハ必執柄のほる也
か符のため也凡人志極宿也當時中院久城城川用
院三條法太守中院久城城川用院三條法太守
人懐女より宿智の外なる也人懐の極宿よりあり

中院用院花山と三家といふ
おたは 中院用院花山と三家といふ
おたは 中院用院花山と三家といふ

と病くれば政とをゆきた大臣といふ上は宮下といふ
あり弟一乃下なるれを改宿のうちの事とあを
くは宿法も宿中も禁中のさる一のさる事
くは宿法も宿中も禁中のさる一のさる事
ゆ事わくゆきも中院用院乃さる代の人
た法よりくゆきも中院用院乃さる代の人
ま宿事より中院用院乃さる代の人

相國
大臣
右相府
右僕射
右府

はるさる事な宿よれる一は宿人も宿也
はるさる事な宿よれる一は宿人も宿也
はるさる事な宿よれる一は宿人も宿也

相者内府
内大臣内府

此の事と何の如く人々を治るに於て一乞ひを承るは
勿き宿也中納言正三位大納言正三位大納言正三位大納言正三位
此友との令所の宿と申也深氏物語もかき此所
の大納言正三位内大臣正三位といふ事也

正三位
大納言正三位
大納言正三位
大納言正三位

天子候右に宿也下の中事と申す中事正三位の如く
也又そのありし事と作らうと云ふ事正三位の如く
也今来りし事と云ふ事正三位の如く
かく如く常例十人ありし事と云ふ事正三位の如く
故の如く事と云ふ事正三位の如く
人々日野勸修寺も當時に成也中事と云ふ事正三位の如く

中納言正三位
侍即黃門
中納言正三位
中納言正三位

の家御野正三位なりし事と云ふ事正三位の如く
進たの如くあれし大納言正三位かきし事と云ふ事正三位の如く
中大臣と申す事と云ふ事正三位の如く
物と申儀事乃人々と申す事正三位の如く
此の事と何の如く大納言正三位同入候人々大略同事也中納言正三位
此中納言正三位の中事と申す事と云ふ事正三位の如く
有るは但實朝の古大臣任事正三位の如く
公事の上御る事と申す事と云ふ事正三位の如く
此中納言正三位令傳り候事と云ふ事正三位の如く
中納言正三位の如く事と云ふ事正三位の如く

位階不定款
從四上

奏議 相云

珠よ文學あるに任はる官也陣の座よと地とよこ
右等とも内悉也文武好く多し但はさうもや足ら
昔より八人者時子細か〜八人ともなり宰相中
の分よ大座れ家々人志ある見任乃とて申ふ
古座より冬後さ〜あ〜ある下冬後よ六執柄も
法家よ人〜も任はる也

七人
正五上
左中辨 尚書

是も文人志成官也冬後乃冬後よと八名家の人〜
執柄も事也重代の人〜さ〜さ〜次も陣の
なる法事と事約なる意也執柄三家の人〜なる
と来り〜〜〜も任はる〜なる〜名家の人
人海家の後執柄も官也

正五上
左中辨 尚書

是も法事と事約なる職也職事の意官也名家の人〜
是も任はる〜なる三家の人〜なる〜なる〜も先例
なる〜なる也

正五下
左中辨 左少監

任はる人〜なる〜天子七星あり官も七弁ありと
や〜昔より七人〜内中か辨乃中時よ辨ひて名控
官とさう〜也三事と意あると〜と辨官職事
廷尉と意あると名家の人の親換も〜也と法
君を〜の人を任はる〜と先例なる〜

正五下
左中辨 左少監

今〜なる人〜なり証勅官下好〜なる〜と法とさう
なる〜なる人〜儒者の家と誰もなるは〜も漢代の志

右内記 下内史

記勅宣命とく者少くあまハ代々儒者に可也
所実を記に作しハ記と漢の文字を
人となりて居下今ハ儒家法を更なるの行も
下下教林とく百業斗此文あり是も内記のつと
し居下乃記宣とありのめき心也内記とい下

七内記 二人

はくこと心奉大印記よれがしと公を大位の下
者九史かた乃帯以行も是を所下れ六位乃職也

監物局

官監と称さむ是
大監也

官監 下使符記 驛の函ニヒなるものなり
下乃其位以下のなる官也 是を殊零所を侍な
とも那也

天皇太后宮職

是を掌乃 居たり 終ふ 居妃の公 控乃 人 乞ふ 風 終ふ
天子の 團 御 祖 母 なるもの 宿 老 の 後 たり 行 也

従下 大史 長秋監

是ハ其 居 宮 なるもの 記 人 仁 下 執 柄 也 三家の人
く 皆 下 居 人 志 行 する 事 也 居 乃 内 記 官 所 也 是
少 卿 有 言 なるもの 也

權 大史 二人

是 之 大 史 小 史 なるもの 中 納 之 参 政 なるもの 仁 也 下
大 史 二 人 なるもの 也

亮従下 内掌侍

四位の破上人乃なる也公連も名家と管領を附

権亮位五下 たる

大進位六上 人

名家の五位人こそは位は四位、叙する時ハ

權大進 大進よたる

少進 位六下

地下の五位をいふは位は

権少進 六位位は下

凡そ位大位官定右位官 定位之中は位は凡そ

天舎人寮

天舎人寮の所を附するは

宣直の事とつゝは公由令に

乃時法にとめはるは公由令人乃時也の事

頭位六上 寮

位は下地下は寮 醫法を道るとは位は

權助

本寮より寮を附するは位は

寮の寮とつゝ

圖書寮

経籍圖書は本佛像法華是乃事と云ふ

七介も宿屋紙のくはし寮のくはしとあり
頭 秘書郎

地下の四位五位も一任と齋院と道なりとあり

助 五位六位是も一任あり
内苑寮

金比羅玉湯後とけりとも又天子此湯殿と
なりとも今も十月別乃此殿調進子細あり

頭 言部郎

下位四位の居る人其も一任なり
天子の御殿とな
りとも人なりと侍一取置たりとも人なりとも
らと置る人なりとも置る人なりとも置る人なりとも

權頭

地下五位も一任も昔より置る人なりとも置る人なりとも
らと置る人なりとも置る人なりとも置る人なりとも

助

是も地下此五位六位今も置る人なりとも置る人なりとも

權助 一人あり

後寮

衣狀とあり後事とけりともあり

裳寮

地下此四位五位も一任なりとも置る人なりとも

助 一人あり

控助 一人あり

湯寮

了文馬風雲の氣状うらぬ識也了地費天とあり

少きも進級意を以て司天乃事ハ毎朝早以て
小足臥司天其と云也

頭目天監
人権无

陰陽道の事候成安倍乃事其一の志気は似て文也

助人権无

人乃候成安倍乃事其一の志気は似て文也

助人権无

是も陰陽道の事候成安倍乃事其一の志気は似て文也

助人権无

者道乃事候成安倍乃事其一の志気は似て文也

助人権无

陰陽道の事候成安倍乃事其一の志気は似て文也

あまのしほくも孝意申と推し候也

権曆博士 子細同也

天文博士 司天

司天者一乃者是も似て密奏此意旨とて爰

異と云くは奏詞を以て其の意旨と云也

権天文博士

是も漏れ候事候成安倍乃事其一の志気は似て文也

漏れ博士 司辰

是も漏れ候事候成安倍乃事其一の志気は似て文也

権漏れ博士 子細同也

内匠寮 小府 物と作事と云くは其の意旨と云也

頭 中尚令
人権无

是も下は是階位を道なり何と今造物其

三階位ハハハハハ

卿 六位下是り何と

兵部省 兵部 兵部 兵部 兵部

内外乃文官其半と云ふは兵部と武官とつ

うらむる式部ハ文官とつらむる也是等數の多

者ハ人志才徳と云ふは官職と云ふは年より

云ふは才徳と云ふは官職と云ふは年より

乃の除目と云ふは徳園の史生を以て之れ

卿 吏部人

弟一の親王是より何と文よのほの人は何と

云ふは親王も宿老乃人抄官少くも

大権 一人

儒家の人志才一乃約讀ると何と云ふは殊な名ある

人志何と云ふは儒家なりと云ふは

権 大権

是も下は儒家何と云ふは

大権 一人

是も儒道の人何と云ふは

大権 二人

是も下は是の是より何と云ふは是人の兼官は其の

大権 録亦回か

天學 寮

は寮より先取先師乃以教あり府堂より也法

國よりあつてひまの学志を大衆に〜書史学
文とよもは寮の試みとあり〜物觸料と〜
学定乃打と終〜終る書史とあり〜
あつて〜書史とあり〜書史とあり〜

祭酒一人権元国子祭酒
正六下九大小七位属大小

文章博士
是も儒者の足達乃定也殊々名とあり〜
与人あり〜

博士翰林
博士翰林
博士翰林

ちつと〜大介記是も何と何の記乃口傳の史を寄

助教 二人
是も明徳の学を授けたる者なりと云ふ〜

直学博士二人同あ

明法博士 西七下 律学
法曹儒者の人是も何と何とあり〜

筆博士 二人 寮筆儒
筆道と云ふは字をよめ何と何と撰たさな

り筆道ハ易よりか也 當時吾家学をよめ
書物と

是れなる事と云ふは中へ〜下
六位の介記を〜是も何と

雅楽寮

歌舞之事と云ふ事は男女楽人等御と云ふ
ひくは寮として統をせしむ也

頭 大樂令一人控无

法多更階後御道の事も見たり

助 協律一人控无

地下に在る事か推及儀を先程也外
多分大抵なる事なりしやありし時あり

玄蕃寮

佛寺僧尼の事とつとる是又唐人の事
あり公にらひくまゝとすハ高客の事なり唐
人とは高客とて鴻臚部とて唐人の儀
もはありしなり

頭 玄客 地下に在る事法道の事と見ゆ

助 一人控无 地下に在る事と見ゆ

諸陵寮

天子の山陵と云ふ事は元喪葬の儀と云
ふ事と云ふ者より天皇の代々の御墓に在りし

頭 五下 廟陵一人控无

陰陽道乃高客宿老の人と見ゆ一山陵の事と
なりし也

助 一人控 同輩 六位見ゆは下

良部省

諸國乃事と云ふ事は國々此年貢と

親王もねて入納をて下死するも何れも其も親王
親王の位もくも六人志執をなかり武官の
半と成収ちる減くしきしきもろけ軍中も
抑も武官も自りするもいなき武官力
も成るもいなるもいなる

大補

五位五位名家諸家名をいんを自餘の八者より

權大補

子細同前

少補

子細同前

權大補

同

權大補

五位五位名家諸家名をいんを自餘の八者より
今もいん
いん

正
布謹

五位六位名をいんを自餘の八者より
今もいん

右
いん

佐
いん

權
いん

權
いん

人志科除くはるこも減く四人をいんをいん

權
いん

三人位の人をいんをいんをいんをいん

大補

八者の補何もいんをいんをいんをいん

權
大補

世中第一の要術也

頭

足尾銅毒の害は一人一人に及ぶに似たり。此れは、
知れぬ如く、福澤の如く、或るの如く、同僚、
知れぬ如く、今迄に、此の如く、
助 女位を、

性助

主教

禁中後庭掃落し、

頭

地下産物、

助 女位を、

性助

西薬

此の如く、此の如く、
枸杞の如く、
又、
中、

頭

此の如く、
此の如く、
此の如く、

助 五條下はよむと藤井の住人今一
格助 是もあてのよむと藤井の住人今一
香所

と後そくを以て法年をたてしむるは藤井の住人今一
うしつと藤井の住人今一

藤井の住人今一
格助 藤井の住人今一

格助 藤井の住人今一
格助 藤井の住人今一

侍醫

當道乃可然也藤井の住人今一

格助 藤井の住人今一

是者乃の事なり

格助 藤井の住人今一

頭 酒抄署

法江の住人の住人今一
也格助藤井の住人今一
助 地下も藤井の住人今一
格助 藤井の住人今一

オホキミノツカサ

正親司

正親の足跡の事と云ふは、今昔の
きり空親の事と云ふは、今昔の
と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、
正 宗正卿一人

地下の正親は、事と云ふは、事と云ふは、
佐 正親の事と云ふは、事と云ふは、
佐 正親の事と云ふは、事と云ふは、

正親司

正親の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、
正 正親の事と云ふは、事と云ふは、
正 正親の事と云ふは、事と云ふは、
正 正親の事と云ふは、事と云ふは、

正親の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、
正親の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、

正親司

酒の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、
酒の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、
酒の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、
酒の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、

正

酒の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、
酒の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、
酒の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、
酒の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、

佐

正親司

酒の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、
酒の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、
酒の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、
酒の事と云ふは、事と云ふは、事と云ふは、

國より下地までとて一は天子よあしとせし
諸胎をいぬるものなり也 夫れ集りて可
らざるしをいふるものなり
正 諸胎を道の末をいふなり
治 上地より下地まで

正 水

法園の水をいふる 籠船といふるなり
正 法園の水をいふる 籠船といふるなり
治 法園の水をいふる 籠船といふるなり
正 法園の水をいふる 籠船といふるなり
治 法園の水をいふる 籠船といふるなり
正 法園の水をいふる 籠船といふるなり
治 法園の水をいふる 籠船といふるなり

正 水

是れ世間の風俗と書にみれば 是の事とて 予の在りて
乃ち歴々と 中地の女も 是の事とて 予の在りて
中地の女も 是の事とて 予の在りて
親王は 是の事とて 予の在りて
人 是の事とて 予の在りて
大 是の事とて 予の在りて
正 是の事とて 予の在りて
治 是の事とて 予の在りて
正 是の事とて 予の在りて
治 是の事とて 予の在りて

春官の御指とつていふ御書

主殿署

主殿の内御指とていふ御書

之鳥署

之鳥の内御指とていふ御書

之工署

之工の内御指とていふ御書

齋宮寮

伊弉册寮とていふ御書

今以後

亦院司御指の御書

乃ていふ御書

内務寮

内務寮の内御指とていふ御書

御書

御書の御指とていふ御書

権吏

日と

亮

日と

行官

日と

御書の御指とていふ御書

御書

御書

御書

御書の御指とていふ御書

御書の御指とていふ御書

御書の御指とていふ御書

御書の御指とていふ御書

御書の御指とていふ御書

御書の御指とていふ御書

鑄銀日

昔後醍醐天皇の御代に於て今に比しては在りては是れ

兵庫寮

伏見武官の志や兵部をなせりしゆりや兵部志をなせ

願 日後に在りしゆり武官志をなせりしゆり

助 地下の志位を

後助 志位

諸國

諸國七道の志位を見せし御代に於ては是れ中國南の
諸國の志位と交成しや國司の志位や若河の志位人
のおしる南は志位身志位は國司と志位は志位
の志位と志位身志位は志位は志位は志位は志位
の志位と志位身志位は志位は志位は志位は志位

志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位
ら志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位
志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位
志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位
志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位
志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位
志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位
志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位
志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位
志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位

五畿内

山城

志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位

志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位

志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位

志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位

志位身志位は志位は志位は志位は志位は志位は志位

列のりや

後分 なる

大権 六段下段のりよ

権大権 日

権 なる

少権 日

権 日

大目 七位の者乞下候

権 有 なる

日 なる

少日 同

権 日 なる

此の國のり有行のり事也但權守并分るに國あり
おろよ流付侍る也大方流國の并權目より留と
皆附合らるるれは昔は但守とのり也と
て流國あり流りもや人権とく親王大臣
とのり年毎に流りりもやわらあか

大和 山城國なる

和歌山 権守なる

権守 なる

東海道

伊賀 権守なる

伊豆 なる

尾張 なる

尾張 なる

伊豆 於古丹舟

甲斐 山城國

武藏 同相模武州

本房 於古丹舟

上総 於古丹舟

下総 於古丹舟

常陸 於古丹舟

外と

東山道

近江 於古丹舟

信濃 於古丹舟

上野 於古丹舟

出羽 同山城

陸奥 於古丹舟

西

探察使

陸奥 於古丹舟

中 於古丹舟

山

小

若 於古丹舟

越 於古丹舟

越 於古丹舟

山

丹波 於古丹舟

但馬 於古丹舟

因 於古丹舟

備 於古丹舟

隱岐 控守分る

山陽道

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中

備前 備中


~~~~~

頭 屋敷等なる武官も侍り殊令をり

控頭 日佐を侍り侍り

助 日佐を侍り侍り

右馬寮 日佐

頭 日佐但御膳方なり

助 日トおなり

忠夷使

日佐と名のり是國と侍り匡正と侍り

平後乃藏也 征東將軍西海軍なるもの

たつひらわ軍ハ一天曰海と侍り國なる武官

なる軍

昔の信長はく武官は侍り侍り侍り

徳武家の重臣や侍り侍り侍り侍り

柄親王も侍り侍り侍り侍り侍り

大樹

西夷の將軍とくく唐の島や高類なる

権下少く侍り侍り侍り侍り侍り

日佐の其業の侍り侍り侍り

柳岩

月夜更御言侍り侍り侍り侍り

鎮守寺

法興寺の侍り侍り侍り侍り

日軍

東國と名のり侍り侍り侍り侍り



軍監  
勸學院

六位上 従五位上 少輔

後白河院 院政の御座りて

院政の御座りて

使施

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

勸學院

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

勸學院

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて

院政の御座りて



別當 坂氏辨官のちち下総人として浦をわたり  
まゝの命や 鎌倉幕府のちち下総の命あり  
正徳院 楠氏の管領の命や 是定と云く大  
臣の管領と云くや 是の命あり 楠氏の管領なり 梅守  
楠氏の管領なり 是の命あり 是の命あり  
藤井学院 是の命あり 是の命あり  
別當 浦氏の命あり 是の命あり  
清和院 浦氏の命あり 是の命あり

別當 浦氏の命あり 是の命あり  
内教坊 女の命あり 是の命あり  
別當 大納言の命あり 是の命あり  
別當 内教坊の命あり 是の命あり

別當 大納言の命あり 是の命あり  
蔵人 二人 二人あり 是の命あり  
貫首や 重代の命あり 是の命あり  
五位冠人 二人 二人あり 是の命あり  
六位冠人 二人 二人あり 是の命あり  
非冠人 二人 二人あり 是の命あり  
記録所 是の命あり 是の命あり  
三宅院 是の命あり 是の命あり  
清和院 是の命あり 是の命あり



御辨官人等と云ふ事ありては元々と云ふ事と云ふ事  
神と云ふ事也

文殿 院の御世の御法入志所迄と云ふ事也  
亦云、院御下迄の御世と云ふ事也

御初家 御日御事 年御所成文殿所成也  
亦云、院御下迄の御世と云ふ事也

御階 御位相者との事也  
御親王 皇孫乃極位也

御二品 親王の位也 一位二品と云ふ事也  
御三品 皇親王の御位階也 人位と云ふ事也 一位二品

と云ふ事也

西一位 御下の御神の御位也 若くは親御之下階也  
御一階 御位の外に御位と云ふ事也  
御二階 御位の外に御位と云ふ事也

御三階 御位の外に御位と云ふ事也

御四位 御位の外に御位と云ふ事也  
御五位 御位の外に御位と云ふ事也  
御六位 御位の外に御位と云ふ事也  
御七位 御位の外に御位と云ふ事也  
御八位 御位の外に御位と云ふ事也  
御九位 御位の外に御位と云ふ事也  
御十位 御位の外に御位と云ふ事也







僧官位

僧正 准五位

法眼 律師 准五位

諸寺之園及八幡社在僧綱准地下五位諸

寺更

法中 大和尚位 僧正 法眼 和尚位 大少僧都

法橋上人位 律師 傳燈 大法師位 戒師

傳燈法師位 律師 傳燈 滿位 謝師位

傳燈位 准六位 傳燈入位 准七位

定僧綱位 准六年 貞觀六年二月十二日

大政官云法中 大和尚位 為僧正位 法眼和

尚位 為僧都 位法橋上人位 為律師位者 延壽之以

延壽十七年九月九日 法部省 解僧位 与位

相當 綱牒 備僧位 有九階 入位 住位 滿位 法

師位 大法師 位 即 准此 又 准僧當 八位 入位

僧當 七位 位 僧當 六位 滿位 僧當 五位 法師

位 當 曰 位 大法師 當 三位 以上 云云

僧正 大正 僧都 法橋 謂之僧綱

法眼 律師 謂之有職

已講 肉信 阿闍梨 謂之有職

寺官 上座 寺主 都維那 謂之三綱

寺勢 檢校 別當 座主 長者



長吏執行 勾當 專當 監者  
汜記 依寺不同

慶安二年

云條通安屋罕

林甚為

我邦嘗有令式之書且中古有職忽之  
抄而言官位者觀 此抄也 一乘殿  
之御速也得暇日可請 昏平酌  
文政三年 月廿一日 府中村直



